



歳末たすけあい配分事業

歳末たすけあい 見舞金贈呈事業 申請のおしらせ

歳末たすけあい配分事業として、新たな年を迎える時期に支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、令和6年度歳末たすけあい募金の中から、在宅で援護を必要とする世帯に対して見舞金を贈呈します。

歳末たすけあい見舞金の贈呈を希望する方は、申請が必要です。

条件に該当し、見舞金を希望される方は、**申請手続き**を行って下さい。

1. 対象者 令和6年11月1日時点で町内にお住まいの方で、**世帯全員の住民税が非課税**であり、次の①～⑦の条件のいずれか一つ以上満たしている方（世帯）

※生活保護世帯は対象になりません

① 世帯全員の住民税が非課税であり**低所得世帯**
（7月から9月の世帯全員の収入が、税金や保険料が引かれる前の額で下表の収入基準額を下回る世帯）

【月額収入基準額】※税金や保険料が引かれる前の額

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
基準額	70,000 円	119,000 円	165,000 円	207,000 円	245,000 円	288,000 円	330,000 円
3か月合計	210,000 円	357,000 円	495,000 円	621,000 円	735,000 円	864,000 円	990,000 円

確認書類

7月から9月の月額収入額を証明するもの（例：給与明細、年金振込通知など）

②住民税が非課税であり
ひとり暮らし高齢者
※75歳以上

③世帯全員の住民税が非課税
であり**ねたきり高齢者**
※75歳以上で
3か月以上ねたきり

④世帯全員の住民税が非課税
であり**母子・父子家庭**
※18歳未満の子がいる世帯

⑤世帯全員の住民税が非課税であり
身体障害者手帳1・2級の方

確認書類

身体障害者手帳

⑥世帯全員の住民税が非課税であり
療育手帳 A 判定の方

確認書類

療育手帳

⑦世帯全員の住民税が非課税であり
精神保健福祉手帳 1・2 級の方

確認書類

精神保健福祉手帳

申請締切 **令和6年12月6日（金）** 詳細は裏面をご覧ください

申請・お問合せ先

〒963-5405 埴町大字埴字材木町 32

埴町社会福祉協議会 ☎43-2154